

粉じん作業特別教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第59条、粉じん障害防止規則第22条により、事業主は特定粉じん作業に従事する労働者に対して、特別教育を行わなければならないとされております。

粉じんにさらされる作業は、鋳業、窯業、鋳物業、金属製品・機械器具製造業、建設業など多くの産業にわたっています。そこで、このたび当協会では、事業者に代わり標記教育を下記により実施いたします。つきましては、貴事業場の粉じん作業従事者を受講されますようご案内いたします。

記

1. 日 時 平成30年 2月22日(木) 9:20 ~ 15:20
※修了証用写真の撮影があるので、お早めにおいで下さい。
2. 会 場 白河市産業プラザ 人材育成センター 白河市中田 140 TEL0248-22-3512
3. 受講料 会 員 7,560 円 (テキスト代・消費税含)
非会員 9,720 円 (//)
4. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて、平成30年2月14日(水)必着にて当協会までお申し込み下さい。
〒961-0074 白河市郭内1-125
TEL 0248-24-0961
FAX 24-0950
銀行振込をご利用の際は、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛お振込み下さい。なお、振込手数料は貴社にてご負担下さい。
《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240
一般社団法人 白河労働基準協会
5. その他 ①受講取消の場合、申込締切日までに連絡がないときは、受講料の払い戻しはいたしません。
②気密測定をしますので、使用中の防じんマスクをお持ちください。
(未使用品でも可、持参できる場合で結構です)
③遅刻・早退・一時退出者には修了証は交付いたしません。
④ご不明の点は、当協会事務局までお問い合わせ下さい。

粉じん作業特別教育 科目及び時間

粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1 時間
作業場の管理	1 時間
呼吸用保護具の使用の方法	30 分
関係法令	1 時間

粉じん作業特別教育 受講申込書

(平成30年2月22日実施分)

フリガナ 氏 名	生年月日	現 住 所
	S H . . .	〒 _____
	S H . . .	〒 _____
	S H . . .	〒 _____
	S H . . .	〒 _____
	S H . . .	〒 _____

上記のとおり _____ 名分に受講料 _____ 円を添えて申しいたします。

平成 年 月 日

〒 _____

所在地

事業場名

代表者名

電話番号

FAX番号

担当者名

(一社) 白河労働基準協会長 行

※FAXでお申し込みの際は、必ず下記にご記入ください。

《受講料の支払方法》

該当欄に○をつけてください

直接持参	現金書留にて郵送	銀行振込 済
月 日 予定		月 日 予定

【個人情報について】 ご記入の個人情報は、当教育の目的以外に使用いたしません。